

大田区地域福祉計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大田区地域福祉計画は、現行計画期間が令和5年度で終了するため、次期地域福祉計画の策定を予定している。

地域福祉計画は福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられており、各計画における整合性が求められている。また、国が進める「地域共生社会の実現」の基本コンセプトを的確に捉えたものとする必要がある。

以上を踏まえ、効率的・効果的な計画策定を行うため、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 委託業務概要

(1) 件名

大田区地域福祉計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「大田区地域福祉計画策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月20日（水）

(4) 事業費限度額

10,109,000円（税込）

※本事業の執行は、令和5年度予算案議決を要件とする。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (2) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区福祉部福祉管理課（調整担当）

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14（大田区役所8階 24番窓口）

電話 03-5744-1721 FAX 03-5744-1520

E-mail fukukan@city.ota.tokyo.jp

5 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

内 容	期 日
応募書類受付	令和5年2月9日（木）～2月27日（月） ※17時まで
質問の受付	令和5年2月9日（木）～2月16日（木）
質問に対する回答	令和5年2月20日（月）
一次審査（書類審査）結果通知	令和5年3月9日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和5年3月15日（水）
二次審査結果通知	令和5年3月22日（水）

なお、スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

6 応募方法

（1）提出資料

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内にすべて紙文書により提出すること。

	書類名称	提出部数
①	参加申込書（様式1）	1部
②	提案書表紙（様式2）	1部
③	会社概要書（様式3）	10部（正本1部、副本9部）
④	業務実績（様式4）	10部（正本1部、副本9部）
⑤	本業務担当者経歴等（様式5）	10部（正本1部、副本9部）
⑥	企画提案書 ※様式は任意	10部（正本1部、副本9部）

⑦	見積書 ※事業限度額内とすること	1部
⑧	東京電子自治体競争入札参加資格審査 受付票の写し（印不要）	1部
⑨	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部

ア 審査の都合上、副本には、参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

イ 業務実績表には本事業に類似する事業を記入すること。

ウ 本プロポーザルの見積書（見積金額）において、最低制限価格を設定するため、留意すること。

(2) 提出期限

令和5年2月27日（月） 17時まで

(3) 提出先

上記「4 担当課」宛

(4) 参加資格の欠格自由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

7 企画提案書作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙「大田区地域福祉計画策定支援業務委託仕様書（案）」参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

No.	項目	内容
1	本業務の受託に関する基本的考え方及び具体的な取組方針	本業務の受託に係る基本的な考え方 目的達成に向けた具体的な取組方針 ・作業項目、業務遂行の流れ、スケジュール ・個人情報の管理体制
2	業務実績	直近5年以内の区市町村地域福祉計画策定支援に関する地方自治体からの業務受託他同種の実績（支社のある会社については応募する支社・事務所単位の実績で記載）
3	業務執行に係ること	・業務責任者及び従事者の実施体制・人員配置計画 ・業務責任者及び従事者の実績 ・区への報告、調整方法及び連絡体制 等
4	計画策定に関すること	以下の項目について具体的に提案すること ・大田区地域福祉計画にどのような項目を盛り込むべきかと考えているか、及びその理由。 ・関連する各計画との整合性をどのように考慮するか ・計画策定支援上の工夫

- ア 企画提案書は、日本工業規格A4判とし、任意書式にて作成すること。
- イ 審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。
- ウ 企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。
- エ 提案を取り下げる場合は、取下願（様式6）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

8 実施要領等に関する質問

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。なお想定される質疑応答については、あらかじめ大田区ホームページに掲載しているので参照すること。

(1) 提出方法

質問書（様式7）を上記「4 担当課」宛に電子メールで提出すること。

件名に「大田区地域福祉計画策定支援業務委託 質問事項【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後は、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和5年2月9日（木）～2月16日（木） 17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、以下のとおり閲覧に供する。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<https://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和5年2月20日（月）～

なお、回答の公表時、質問者名は非公開とする。

9 審査方法

(1) 候補者の選定は、「大田区地域福祉計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）を選定する。一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面及び電子メールで通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

ア 当該審査は令和5年3月15日（金）に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当する事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4判1枚（両面印刷可）を当日の追加資料として委員に配布することができる。なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 説明者は当委託業務の実務担当者が行うこととする。

エ 説明時間は15分、質疑応答は15分程度とする。

オ 審査項目は次のとおりとする。

(ア) プレゼンテーション

(イ) 質疑応答

(ウ) 全体評価

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

10 選定結果の通知・公表

- (1) 選定委員会において、一次、二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。
- (2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知する（令和5年3月下旬発送予定）。また、大田区ホームページで選定結果を公表する。なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

12 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。
- (8) 本プロポーザルは令和5年度契約の準備行為であり、大田区議会の議決に基づく令和5年度予算の配当がない場合、契約することはできない。